

事業者のみなさまへ 「みよし広域連合と三好市、東みよし町から大切なお知らせ」

令和7年9月から

「リサイクルできる紙類」は「搬入を規制」し、  
焼却いたしません！

- リサイクルの促進、ごみの減量化を図るため  
ごみの処理にかかる費用の軽減につながります！
- 限りある資源の有効活用・森林資源の保全のため  
資源である木材（パルプ材）を繰り返し有効に使うことになり、新たに投入される木材（パルプ材）の使用を抑えることができます。
- 環境負荷の低減のため  
焼却するごみの量が削減されると、温室効果ガス排出量の削減につながります。

★規制の具体的な内容★

- ①リサイクルできる紙類を「可燃ごみ」として、清掃センターへ搬入することはできません。
- ②紙類は必ずリサイクルできるもの、リサイクルできないものに「分別」して排出・処理してください。
- ③目視検査・展開検査を実施します。  
※下記の場合には持ち帰っていただきます。
  - ・焼却目的でリサイクルできる紙類が搬入された場合
  - ・焼却目的でリサイクルできる紙類が可燃ごみの中に混入されていた場合
 ※ただし、リサイクルできる紙類としてきちんと分別し、資源として搬入するものは受け入れます。  
※注意：搬入された紙類の情報等に関する責任は一切持ちません。

事業者の責務（事業者の責任として次のような事項が義務付けられています。）

1. 事業活動に伴って生じたごみを自らの責任において適正に処理する。
2. ごみの再生利用等を行うことにより、その減量に努める。
3. ごみの減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方自治体の施策に協力しなければならない。

リサイクルできる紙類

搬入規制の対象となるもの（一例）

※下記はすべてリサイクルできる紙類です。

段ボール	OA紙	シュレッダー屑	紙パック
新聞紙（チラシを含む）	雑誌	ざつ紙	
<b>注意!</b>			
①機密文書も機密性を確保し、資源化することができます。機密文書リサイクル業者へ相談してみましょう！ ②ファイルの金具やクリップなど紙以外のものは必ず取り外してください。（※ビニール・プラスチック・銀紙等も取り外してください。） ③油や塗料、食べ残しなどの汚れが付着したものは、リサイクルできません。			
紙袋・包装紙	封筒	紙箱	紙の芯
メモ用紙・付箋紙等	ティッシュペーパーの箱（ビニールはとる）	カレンダー（金属は取り除く）	タバコの箱（中の銀紙はとる）
★大きいものは束ねて、小さいものは紙袋に入れてリサイクルへ封筒に入れないこと、また密封しないでください。			

リサイクルできない紙類

可燃ごみとして排出

※下記はリサイクルできない紙類です。

●ティッシュペーパー	●臭いのついた紙（石鹸の包装紙など）	●油紙	●感熱紙（レシートなど）
●アルミ加工紙	●ワックス加工した紙（紙コップ・カップ麺・アイス・ヨーグルトの容器など）	●防水加工紙	●写真
●アイロンプリント紙	●ロウ付段ボール	●切手	●その他

情報提供

リサイクルできる紙類（段ボールや新聞、雑誌・ざつ紙など）は、古紙回収業者等に回収を依頼、または自ら持ち込むことにより、買い取ってもらえる場合もあります。

回収依頼もしくは、持ち込みをする場合は、古紙回収業者又は一般廃棄物収集運搬業者など、職業別電話帳やインターネット等でお調べいただきご相談ください。

【お問合せ先】

清掃センター	TEL 0883-72-0006
三好市役所環境課	TEL 0883-72-3436
東みよし町役場環境課	TEL 0883-79-5340